

関西労災職業病 6月号

(通巻第197号)

関西労働者安全センター 1991.6.10 発行 100円

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

TEL. 06-538-0148

郵便振替口座 大阪6-315742

FAX. 06-541-2712

大阪労働金庫梅田支店 普通1340284



◆目次◆

●全国じん肺患者同盟弁天町支部結成	1
●全国労働安全衛生センター連絡会議第2回総会開催	3
●375通達撤回／針灸治療制限反対訴訟 玉川医師証人尋問	5
●フィリピン人女性研修生の労働組合結成③	6
●リレートーク職場復帰① 同僚・仲間の支援得て念願の職場復帰	9
●【新設診療所紹介】地域精神保健福祉研究所横山診療所(枚方)	11
●前線から(ニュース)	13
●アスベスト・職業がん110番 全国12カ所で開設	15
●胸部レントゲン撮影を考える(続・その8)	16
●1991年度夏期カンパへのご協力のお願い	18

じん肺撲滅をめざし、被災労働者の運動を進めよう！

―― 全国じん肺患者同盟弁天町支部（弁天町じん肺被災者の会）

結成総会開く

六月十五日に、全国じん肺患者同盟の新しい支部、弁天町支部の発足が決定した。発足にあたり参加した被災者は二〇人で、そのほとんどは、大阪市港区弁天町の松浦診療所に通院するじん肺被災者。したがって支部名も弁天町支部としたものである。

じん肺の被災労働者は、長期の療

養を余儀無くされることから、療養

生活上の諸問題など共通する問題が

多い。また労災補償請求についても、

他の労災とは異なって、通常はじん

肺法に基づく管理区分申請が先行す

ることや、離職してからかなりの年

月を経過して発症することなど被災

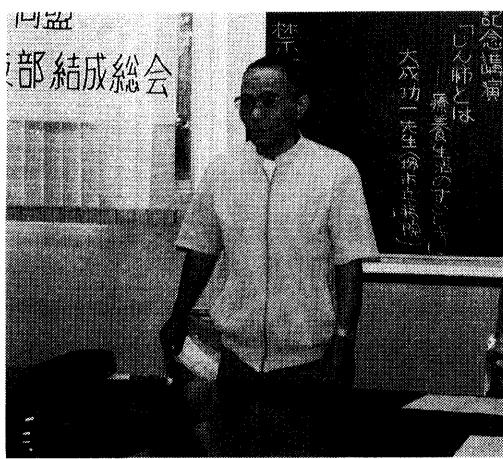
者が一人で解決するには荷の重い問題が多い。さらに、一昨年の労災

保険法改悪問題を見るまでもなく、今後の労災補償行政は被災労働者にとって十分な改善がなされていくとは、現時点を考えられない。

こうしたことから、この五月始めに被災者の有志が集まり、準備を開始し、十六日に結成総会を行うことになったものである。

総会では、松浦診療所から松村、足達両医師らが参加し、挨拶をうけた。また、全国じん肺患者同盟の大坂支部と横須賀支部からの祝電が披露された。その後、経過、組織結成の目標について報告、活動計画などについて、討議し、役員の選出を行った。組織構成として、支部は参加資格がじん肺で療養中の管理区分

二、三の合併症が管理四の被災労働者に限られるため、これとは別に療養を受けていない被災者も含めた弁天町じん肺被災者の会も同時に結成することとした。具体的な活動として



会長就任挨拶をする井上氏

ては、学習会、交流会などの取り組みの他に、まだ労災補償などの救済を受けていない被災者の掘り起こしこととした。役員については、会長には井上喜助氏、副会長には三木美雄氏が選出された。また、会の事務などの運営については、事務局という形でセンター、松浦診療所が協力することになった。

総会の議題が終了した後、記念講



講演に聞き入る参加者

演として、堺市立病院の大成功一医師による「じん肺とは—療養生活の過ごし方」と題した講演を受けた。内容は、じん肺という病気のメカニズム、呼吸法などじん肺患者の療養生活のアドバイスなど、じん肺被災者にとって最も知りたい知識を極めて分かりやすいもので、参加者から多くの質問も多く好評であった。

多種におよぶ粉じん職場

じっくり息の長い運動を

新しい支部は、二〇名という小規模ではありながら、じん肺罹患の原因となつた職種は、炭鉱、トンネル工事をはじめ、カーボン加工、溶接、建設、窯業、鉱山、港湾荷役とばらばらで多種におよんでいる。これは、ほとんどの被災者が粉じん職場を離れてかなりの年月を経てから、つてをたどってセンターや松浦診療所に相談に訪れてから、管理区分決定を

受けたという事情によるもので、岡田のに対する交渉や、全国的な集会についても逐次参加していくといふようだが、された意見で支配的であったのは、「やらねばならないことは随分ある

患者の組織、あまり急がずじっくりと息長くやりましょう」という種類のもの。その通りで、じん肺にまつわる色々な困ったことをお互いに助け合いかながら、全体として運動を進めていくということにしたいものである。

現在準備されている、じん肺の民事損害賠償請求訴訟も含め、全国じん肺患者同盟弁天町支部、弁天町じん肺被災者の会の発展を期待したい。

全国労働安全衛生センター連絡会議（全国センター）

第二回総会開かれる

□□□ 設立二年目、本格的活動を始動 □□□

六月一日、神奈川県横須賀市で全国安全センターの第二回総会が開催された。日本労働者安全センターが解散した後、昨年五月に、十五の地域センター（オブザーバー一団体を含む）が集まって発足、その後現在に至るまでに、五つの地域センター（福島県、広島県、尼崎、静岡県の清水地区、福島県の小名浜地区）が新たに発足し、そのうち前四センターが全国安全センターに加盟している。他の地域でも地域センター設立・再出発の動きがでてきている。

全国安全センターは「結成」の一周年目を乗り切り、「本格始動」の二年目に入った。

六月一日、神奈川県横須賀市で全国安全センターの第二回総会が開催された。日本労働者安全センターが

すべり出します

各地域センターをつなぐキーステーションとしての機能を發揮しはじめ、機関誌「安全センター情報」を毎月充実した内容できちんと発行できることがまず第一の成果といえるだろう。九〇年度の活動と九一年度の方針案が古谷杉郎事務局長から次のように報告・提起された。

〔教育・研究〕では全国労働安全衛生センター連絡会議（全国センター）では、労災補償制度、振動病・打切り問題、アスベスト規制法制定運動（制定をめざす会に運営委員派遣）に取り組んだが、労基研中間報告の改悪路線が一時頓挫しているかみえる今、さらに労災保

険財政の不正、問題点をさらに追及することが必要。この点まだ不十分といえる。振動病は、今後も森林労連、労住医連と連携して取り組む。

〔情報・出版〕では、機関誌発行の他に、パソコンネットの試運転を開始。ILOトレーニングマニュアル等の書籍・パンフ普及を始めた。

〔教育・研究〕では全国労働安全衛



記念講演する原田正純新議長

生学校を開催。定期化へ。各地で自治労の安全衛生講座の開催に協力。個別課題としては、アスベスト、過労死、じん肺、出稼ぎ労働者問題、針灸裁判、指曲がり症、ゴルフ場の健康被害、精神疾患の労災問題（機関誌で特集）などを取り上げた。特徴的なものとしては、『外国人労働者の労災白書』を関係団体の協力でまとめ発表し、反響を呼んだ。また、国際交流の一貫として、香港健康中心等のメンバーの来日を受け入れ、これを契機に英文ニュースレターの発行を開始した。

7・2 アスベスト・職業ガン

一一〇番を全国で実施

九一年度は、初年度活動を継続するとともに、「I-L-O方式の自主対応型労働安全衛生活動（講座）の実践・普及」や「労災補償制度改悪阻止の闘いの継続と制度改善に向けた取

り組み」をはじめ九つの重点課題を設定している。なかでも、アスベストによる健康被害（石綿じん肺、肺癌、悪性中皮腫）の重大性について社会的な注目を呼び起こす目的で、七月二日、全国一斉にアスベスト・職業ガン一一〇番を実施することにしており、はじめての全国的取り組みとして結果が期待される。

さらに、じん肺をめぐる多くの問題について、労住医連と協力して「じん肺プロジェクト」を発足、医学的研究と制度改善等に取り組む。

また、組織・財政・運動基盤の強化の第一条件である地域センターの拡大・加盟促進と賛助会員の大幅増加をめざすとしている。

長代行（高知県安全センター）を先頭にしつかりとした協力体制で設立一年目を乗り切った。今回、新たに熊本県労働安全衛生センター副理事長で熊本大学医学部助教授の原田正純氏が第二代議長に就任された。

原田氏は、水俣病の専門家として知られており、常に患者の側から難問に取り組んでこられた。岩波新書をはじめその著作を通してご存知の方も多いだろう。が、水俣病ばかりでなく、他の公害病、職業病にも取り組んでこられている。故田尻氏が強調されたように、公害と労働災害・職業病の根は同じであり、まさにうつてつけの新議長誕生となつた。なお、関西からは西野事務局長を事務局次長として継続派遣する。

『全国のセンター』としての期待は大きい。その期待に応えていけるものにするために、賛助会員加盟など会員・読者の皆さんのが絶大なるご支援、ご協力を訴える次第です。

新議長に、原田正純氏

船出したばかりの昨年七月、初代議長の田尻宗昭氏を肝臓ガンで失うという痛恨事に遭遇したが、谷沿議

玉川医師証人尋問おこなわれる

☆次回、原告本人尋問 九月十九日午後三時 大阪地裁八〇九

★『三七五通達撤回、針灸治療打切り反対訴訟の勝利をめざす大阪集会』

【九月六日午後六時 大阪市立労働会館】に参加を!

労災保険での針灸治療制限を規定

した。

した三七五号通達撤回をかちとるためたたかわれている、針灸打切り反対訴訟において、六月三日、原告側申請の玉川勤医師（玉川診療所々長）の証人尋問が行われた。

松元証言のキ弁、明らかに

まず、焦点の「ヘルニア」の問題

については『カルテの記載は、ヘルニアと確定診断したものではない。

検査結果、たとえば下肢進展挙上テスト（SLRテスト）は八〇度でもマイナスである。全体として、疲労性の腰痛ともいえるもの』と述べられ、松元医師がヘルニアと決めつけた点を明確に否定された。

また、鈴木さんの頸肩腕障害等に関する検査の結果がやや悪いことを取り上げて、松元医師が「（鈴木さんのカルテ上の記載から、「鈴木さんの腰痛はヘルニアであって、針灸はあまり効かない」と証言したことから、実際はどうだったのかを玉川医師に証言していただこうとなつたも

と証言された。

玉川医師は、静岡の志田総合病院の整形外科に勤務していたころ、痛みの患者には理学療法では限界があることから治療に針灸をとりいれ、効果をあげたそうだ。『ヘルニアにも針を実施しこことがあるが、治療効果はある』とも述べられた。現在も診療所に針灸院を併設し、漢方とあわせて実施しておられる。この日の証言は、針灸治療に実績をもつ整形外科医のものとしても価値あるものとなつた。主尋問に続いて、国側の反対尋問もあつたが見るべきものはなかつた。

さて、次回はいよいよ原告本人の証人尋問と決まつた。予定では、これまで立証を終了し、その次で結審となる。そこで、来る九月六日に裁判勝利をめざす大阪集会を開催し、最終段階にむけ運動を盛り上げていくこととなつた。集会と原告尋問への多くの仲間のご参加を訴えます。

フィリピン人女性研修生の

労組結成

(3)

・労働者保護阻む入管行政・

ユニオンひじろ

つていては、

研修生でも残業とは

②研修手当は、月額手当六万三千円と食費三万六千円で、九万九千円

十一月一七日の第一回団体交渉は、

中津のホテルの一室で行われた。出

席は会社側が商社Bの常務と大阪の

職制一名。組合側は当該研修生二名、

フィリピンと日本を考える会から通訳として一名、そして組合本部から二名の構成となつた。

まず会社からの回答は次のとおり

だった。

①研修生のパスポートは（要求後）

全員に返却した。ただしその後、

保管を希望する者については預か

帰国後雇用は本当か？

③時間外手当は出来高賃金で、1タ

ッチにつき〇・〇一二五円支払つて
いる。一時間で二五〇円ぐらいで、
今は月に二〇～四〇時間ある。

④研修生の疾病の治療費は会社が負
担する。

⑤帰国費用は会社が負担する。ただ
し研修期間の途中で自己都合で帰
国する場合は、旅費の半分を本人

負担している。

⑥帰国後の雇用は保証する。

などであった。

これに対し、組合からは、研修といつても実態は労働である。新しい技術を学習しているのではない。そもそも研修に残業があるはずがない、と反論した。そして改めて会社に、研修手当は大阪府の最低賃金を保証すること、残業手当は出来高ではなく、時間単価を基準とする」ことを要求した。

務協定を結んで研修生の管理に当たっている。来年からフィリピンのD社を稼働させ、日本から仕事を持っていく。その時には今日本にいる研修生に働いてもらう、ということだった。

フィリピン人研修生を巡る雇用関係はこれではっきりした。しかし研修生帰国後にD社が稼働するのは本當だろうか。

労働者扱い拒む会社に対する

第2回、第3回団体交渉が、十二月三日と十三日に研修手当を中心に行われた。

会社回答は研修手当は会社負担の家賃を含めば最低賃金を超えていた。時間外手当は四月から八月までは研修生と以前（四月に）合意したレート（〇・〇一五円）で支払い済。9月以降は時間単価四九五円を基準とした出来高払い（一タッチ〇・〇五

七円）を上積みすると回答してきた。会社は研修生への労働法の適用をあくまで拒否する姿勢をとつており、交渉は行き詰った。

十一月二二日の夜、玉造教会でフ

ィリピン人研修生たちと支援・関係者でクリスマスパーティーが催された。これまで会議や交渉で緊張の連続だったが、この日は研修生手作りのフィリピン料理がテーブルに並び、ゲームをしたり（日本の遊びとよく似ている）、最後は「ディスコになつたりした。教会らしく「きよしこの夜」も合唱した。國に残してきた家族や子供のことを思つたのだろう。

ハミングは途中から涙声に変わった。

この点はユニオンひごろ、フィリピン人研修生自身、支援者を含めて様々な議論が出され、迷つたところだつた。そして最終的にはユニオンひごろ組合本部の判断で、社会的公然化はせず、会社回答に上積みをさせていくことを決めた。（この点は支援者の中でも必ずしも一致していない。）

とがある。

先にも述べたように、社会的に公然化して会社と争つた場合、研修の実態が労働であるということで研修事業の停止など、会社に打撃を与えることができるだろう。しかし同時に当該研修生も送還される、これは望んでいない。現行の入管体制総体を批判し、研修生制度を社会問題化していくためには、この研修生組合の活動を広く知らしめ、企業を世論で追及するのが当然だ。しかしその際の当該のリスク、獲得目標はどうなるのか。

交渉は九〇年初頭にもつれ込み、

彼女たちは帰国していった。
(おわり)

時間外手当は、未払いの八九年二、
三月及び九月以降は四九五円単価を

基準に支払う。それ以外の不足分について組合員への補償として四〇万円を支払うことで妥結した。

一月二一日には帰国後の雇用の補償、治療費の会社負担などを記載した「確認書」が結ばれ、交渉は終わった。

協定後、この研修生組合の経験を今後につないでいくために、二月一六日、報告集会がマスコミ関係者を交えて開かれた。マスコミへの発表は研修生の安全を配慮して、二月二一日の帰国後とすること、会社名は出さないことが決められた。(そのためこの文書でも会社名は伏せられています。)

二月二一日早朝、「私たちのような状況に置かれた外国人が、立ち上がりれるよう支援を今後も続けてください。」というメッセージを残して

【追記】「確認書」では帰国後の雇用は保証されるはずだったが、現地のD社は稼働していないことが判明

した。研修生制度による安価な労働者の使い捨てを許さないため、日本の研修受入れ会社に交渉を申し入れています。ご支援ご注目をお願いします。

書籍 幼稚 介

みお申込は
当セントラルまで

『外国人労働者の労災白書』

全国労働安全衛生センター連絡会議作成・発行

【定価】500円（送料実費）

『こころの病気の話』

小川正明・渡辺哲雄（小川渡辺診療所）

【定価】400円（送料実費）

『職場の安全と補償の心所』

井上 浩著 発行・労働基準調査会

【定価】1200円（送料実費）

『安全、衛生、作業条件トレーニングマニュアル』

ILOスウェーデン合同産業安全審議会 編著 小木・天明監訳
A4版二色刷104頁（別冊付録）チェックリスト、手引き

職場復帰へ 早期の労災認定に向けてガンバルぞ！

大内胤子さん



シリーズの第二回は、大阪府内の特別養護老人ホームに寮母として働く大内胤子さんです。大内さんは昨年六月頃から腰や腕に強い痛みを覚え、十一月に労災申請を行いました。現在監督署で調査中です。治療に専念してきたおかげで、五月から部分就労という形で職場復帰を果たしています。通院しながら職場復帰に励む大内さんに、これまでの経過と思いを語ってもらいました。



—まず大内さんの仕事のことから教えて下さい。

【大内】私は特別養護老人ホームで働いています。「特養」というのは、寝たきりの老人さんとか介護の必要な高齢者のための施設です。特にうちの園は、他の園が受け入れたがらない老人性痴呆の老人さんを積極的に受け入れています。

—たしかに社会的な要請はあるでしょ

【大内】ええ。そのぶん人員がいるんですね。
ですが、仕事がきつく、人がどんどん入れ代わるので常時欠員状態になっています。実は私が労災になつたのも、どんどん寮母が辞めて人手不足になつたのが大きいんです。
—大内さんは、腰痛と頸肩腕障害で労災申請していますね。

【大内】ええ。特養は、入浴介助やトイレ介助、おしめやシーツの交換、離床といった、腰や腕を酷使する仕

—すぐ労災申請をしようと思つたんですか。

【大内】いいえ。労災を取るのは非常

にむづかしいと聞いていたし、これまで園でそんな例はないし、とてもそんなことはできないと思つていました。

—それが申請することになったのは?

【大内】診療所の受付の広田さんが最初相談にのつてくれて、安全センターを紹介してくれたんです。センターの人が「すぐに労災になる」というので、そんなら申請しよーかと思つて申請したんです。

—「すぐに認定される」と言つたわりにはまだ認定されていませんね。

【大内】ほんと、だまされました。労災申請することで、園に現認しても五月から園で一日おきに働きにいっています。一年ぶりの仕事なので最初は大変でしたけど、かなりなれてきました。七月から夜勤もやってくれないか、と園の方から言われたのですが、田島先生の診断では「まだむり」ということだったので当分今部分就労を続けます。

—園の方も納得しているのですか?



らう、園に監督署から調査に来る…

：園にとつてもわたしにとつても始めてのことなので、気が気ではなかつた。うちの園には、私病の場合六ヶ月で解雇という規定があつて、私が休業を始めて六ヶ月になる四月には解雇されるのではと、本当に焦りました。監督署から言つてもらつたりしてなんとか解雇はまぬがれて、ほつとしました。

—現在大内さんはリハビリ就労中ですか?

【大内】はい。「週三日の就労可」という田島先生の診断書がでたので、

前から仲はよかつたけれど、改めて「仲間」ということを考えさせられました。

それに、私が職場復帰してから少しずつ職場もよくなってきたし、回りの寮母さんも仲良くしてくれるし、後は認定をもらうだけです。

—ほんとうにそうですね。安全センターも責任もつて取り組みますので、一緒に頑張りましょう。今日はありますございました。

【大内】いちおう納得してくれます。

—まだ認定は下りていませんが、労災申請しようと思つてからこれまで振り返つてどんな」と思いました。

共生の街の診療所をめざして

地域精神保健福祉研究所横山診療所

診療所紹介

てくれた。

六月一日、枚方市で横山淳二医師が精神科の診療所を開設した。地域精神保健福祉研究所横山診療所である。

横山医師は、長年中宮病院に勤務し、地域精神医療、リハビリテーション医療に取り組んできた。退院者を中心とする患者会の結成に関わったり、市民と患者が中心となって地域で精神障害者が生活する「陽だまりの会」の支援活動を行ってきた。診療所を作ろうと思つたきっかけについて横山医師は、次のように話し

枚方に
精神科診療所！

「閉じ込めるという医療の貧困、生活保護が規定している住宅費の上限内の住宅がなくなりつつあるといった状況の中で、患者さんは、地域の中で生きしていくことはますます困難になつているのです。仲間がいなくて孤立してしまいがちになり、よけい精神的にしんどくなってしまうという悪循環の繰り返しなのです。そんな中で、八九年には患者さんと地域住民が一緒になつて『陽だまりの会』を結成し、地域の中で精神障害者が共に生きていける街づくりを摸索はじめています。診療所を開いたのも、こうした市民運動をバックアップし、少しでも現状を開拓した



横山医師とスタッフ

いという気持ちからです。」

職業病としての精神疾患について
横山先生は「最近うつ病が増えてい
ますね。まじめで仕事をキチンとや
りとげるから回りの人からは重宝が
られるのですが、本人は仕事のプレ
ッシャーに押し潰されていく……う

つ病は治療すればよくなります、特
に反応性うつ病の場合は、早期の段
階で治療すればすぐに直ります。
うつ病に限らず、気軽に相談して

ほしいですね。そんな気軽さをもと
めて診療所を開いたのですから。講
師の依頼があればどこでも行きます
よ。」

二階はデイケア施設、三階は診療所、
四階は会議室、そして五階は患者の
共同住居というふうに地域の運動の
センターを作りたいのです」

吹田市の小川・渡辺診療所、生野

区の荒川診療所、そして枚方の横山
診療所と、病院医療を越えて地域に
開かれた精神医療をめざしてここ数
年の間に精神科の診療所がぞくぞく
開設されている。これら「地域に開
かれた診療所」の開設は、今後の精

夢なんです。一階は陽だまりの会、
横山医師には大きな夢がある。

「五階建てのビル？ 夢は

地域精神保健福祉研究所 神経科・精神科 精神保健カウンセリング 横山診療所

〒573 枚方市大垣内町2丁目16番12号

サクセスビル3階

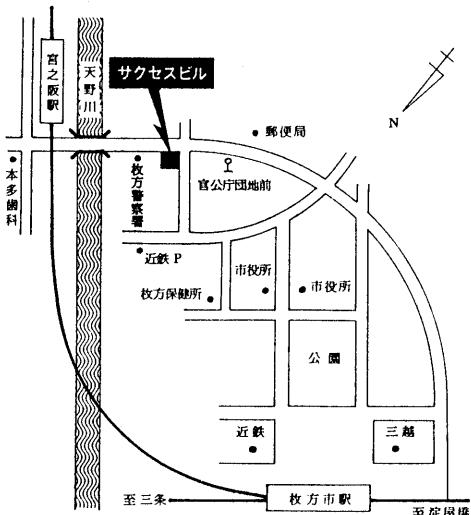
TEL(0720)41-4613

FAX(0720)46-5365

診療時間

受付時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:30~12:00	○	○	○	○	○	○
午後 4:00~7:00	○	/	○	/	○	/

第2・第4土曜、日曜、祝日は休診



- 京阪電車「枚方市駅」から歩いて5分
- 京阪電車「宮之阪駅」から歩いて5分
- 京阪バス「宮公庁団地前」バス停近く

神医療の在り方を示し示
しているといえよう。ま
すます重要になってくる
職場のメタルヘルスの課
題に答えていくためにも、
横山診療所の今後の活動
に大いに期待したい。



前線から

阪 大

現場写真見ながら

「学習と討論」

ために思わぬ災害が発生するこ
とがあり、この点での対策が重
要だ。

全港湾大阪支部安全委員会

例に引きながら、現場写真をもとに対策方法を学習した。雑貨を扱う港湾荷役作業では、有害貨物の性質を知らないまま状態であった

安全衛生センターの宇土医師を招き、米穀運送における腰痛防止ベルト使用についての調査報告を受けた。良好な結果が出ていること

では、広島労働メット着用などの問題について活発な議論が行われた。共に極めて現場レベルの対応が要求される問題で、今後の同委員会の対応が注目される。

南 大 阪

労災安全衛生学習会

—腰痛対策に関心—

金属機械港合同支部

問題と労災補償の概括について。広島の橋げた落下事故などの重大災害の多発・『ゼロ災運動』にもかかわらず減らない労働災害・職業病と労災隠しなど深刻な現状などが報告された。ま

月に実施した一斉安全パトロールの結果を検討し、あわせて有害物対策と腰痛症防止対策の学習会も行った。十三日は、二つの学習会を行った。有害物対策では、大阪府立公衆衛生研究所の熊谷氏を招き、実際にあった大阪港の災害事例などを

議を開き、五日生で総括会

を行った。有害物対策では、組織部主催の労災安全衛生学習会を安全センターを講

師にして二回にわたって行っている。五月十七日の第一回は、最近の労災・安衛

習した。五月三〇日の第二回は、腰痛・頸肩腕障害などの基礎知識と安全衛生委

員会の取り組み方について行つた。また、職場で最も多い腰痛の対策の一つとし

らも参加しやすくしている。特にこの講座では、今まで具体的な内容など、今後府本部、自治労安全衛生対策室、安全センターで検討のうえ決定することになるが、

て「腰痛予防ベルト」についても紹介され、参加者の関心はけっこう高かった。



阪

好評の自主対応・参加型安全衛生講座を

九月末に開催 ◇より参加しやすく◇

自治労大阪府本部

自治労大阪府本部では、新たな安全衛生講座をこの九月末にも実施する計画を進めている。自治労では、

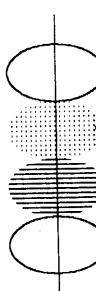
自治体労働安全衛生研究会の主催でこれまで四回の全国レベルの安全衛生講座が開かれ、特に昨年の十月には第三回が大阪で開催され、府本部の各単組からの参加も多かった。しかし、職場巡視とグループ討論を重視

島

広島安全センターと

交
流

◇◇◇労基署交渉にも参加



当センターでは、全国安全センターをキーにした他の地域センターとの交流・協議をすすめていくことにし、正規発足した。金属部品工場の指曲がり症、ろう石じん肺、呉の石綿による悪性合宿形式をやめ、費用面か

で、近郊からの参加がほとんどという見込みから、

する内容から、おのずと人數制限をせざるを得ず、各地方段階での開催努力が求められていた。

そこで、大阪府本部では独自の安全衛生講座の開催を計画することになったものである。三泊四日といふスケジュールは変えないもの、近郊からの参加がほ

劳动安全衛生センターと交流をもつた。広島センターは、昨年五月に準備会から正式発足した。金属部品工場の指曲がり症、ろう石じん肺、呉の石綿による悪性合宿形式をやめ、費用面か

中皮腫などの特徴的な職業病の他にも腰痛症、頸肩腕障害等の労災問題に取り組んでいる。最近では、カルビー食品労働者の過労死に取り組みはじめている。

中皮腫などの特徴的な職業

今日は広島センターの事

署交渉に参加した。七月二

ている。

務局会議に参加させていた

日には、アスベスト・職業

だくとともに、インテリア工事で腰痛になった女性の

ガソリ一〇番が全国的に行

方が広島労基署に労災申請

われるにあわせて二回目の

している件についての労基

交流がもたらされることになつ

「アスベスト・職業がん一一〇番」

七月一日に全国で開設！

◇――◇被石害実態掘り起こしの切大機に

安全センターは、七月一日にアスベストの職業性暴露によって健康被害を被った労働者と遺家族を対象にした電話相談、「アスベスト・職業がん一一〇番」を開設する。

これは全国労働安全衛生センター連絡会議が初めて全国統一で行う取り組みで、大阪のほか全国十一か所

で同時に相談を受け付ける。昨年来、労働現場でのアスベスト

関連産業の多い地域である。

大阪でも被害の実態をつかむために病院のケースワーカーに協力をお願いして回るなどの活動を行つてゐる。今回の取り組みを契機に被害の実態がさらに明らかになればと期待している。結果は本誌にて報告の予定。

□＝電話相談

日時 七月二日 10時～17時
番号 〇六一五三八一〇一四八

〔相談内容〕アスベストによる肺がん等の労災補償など

大阪は、泉南地域のアスベスト紡織業を始めとして、造船業、大手アスベスト加工会社などのアスベスト





胸部レントゲン撮影を考える

続その8 放射線被曝

無用な被曝を避けるには

前回までレントゲン撮影による放射線被曝のリスクについて述べてきた。それではどうしたら無用な被曝を避けられるのか、その具体策について考え

また、今年度から大阪府下の四市町でも小学一年生の胸部レントゲン撮影をツ反陽性者のみに変更したというこ

とです。

①撮影回数を減らす

一番の方法はレントゲンの撮影回数を減らすことです。

度から中学一年生の胸部レントゲン撮影を無差別強制の全員実施から、結核予防法に準じて、ツベルクリン反応陽性者のみに変更したことがあります。

〔新聞記事参照〕

上で、三五
才未満の非
喫煙者に限
って、希望
者のみ胸部

レントゲン全員一斉撮影

豐中市教委 中止

今春から中1はツ反応陽性者だけに

放射線 被ばく 保護者から不安の声

現在厚生省では健康診断や成人病等の内容を再検討しており、将来的に

レントゲン撮影の隔年省略を行なっています。タバコの有害性を示し、禁煙を奨励する意味においても参考になさる例です。

は胸部レントゲン撮影の実施回数は削減していくべきだと考えて います。

さらに、少し古いデータですが、表1の約十年前の調査によると国民一人

象に直接揚
影に切り換
えたようだ
す。

日本人の年間放射線診療件数		全 数 ($\times 10^4$)	国 民 一 人 当 リ	
			枚 件 件 件 件	枚 件 件 件 件
X 線 撮 影		33000 枚	3	枚
透 視		9700 件	0.84	件
間 接 胸		1700 件	0.14	件
胃		3300 件	0.28	件
放 射 性 医 藥 品		412 件	0.03	件
歯 科		54 件	0.005	件
密 封 小 治 療		1850 Ci	1.6	μCi
密 封 小 治 療		9000 万枚	0.81	枚
		177.5 回	0.015	回
		7.7 人	0.0007	人
		2.5 回	0.0002	回

に、最近の医療電子技術の発達によつて、間接撮影でも被曝線量がかなり低減してきています。もし、間接撮影を受けなければいけないのなら、なるべく新しい機械、それも一〇〇ミリのものにする方がよいでしょう。

しかしこれはあくまでも次善の策です。結核などの有所見を見つけだすためには、フィルムの小さいものは見落としやすく、たとえ、被曝線量が変わらなくなつ

②被曝線量を減らす

直接撮影に切り換える

当りのレントゲン撮影枚数は年間医科で三枚、歯科で約〇・八枚となっています。最近はX線CTなどの断層撮影装置が普及し、撮影枚数はもっと多いと考えられます。たとえば、定期健診から一年以内にレントゲン撮影を病院や医院等で撮影した場合は、面倒でもそのフィルムを借りだして、診察に使うのもひとつの方針だといえます。

③なるべく新しい機械で撮影する

阪神医生協診療所、日本予防医学協会などがあります。また、小さな事業場では病院や保健所などに出かけていて、撮影してもらい、そのレントゲンフィルムを借りたり、医師の診断所を提出するのもひとつ的方法です。

強調してお
きます。

次に、被曝線量を減らすためには、間接撮影から直接撮影に切り換えることです。最近では、労働組合の春闘要求に健診内容の充実が取り上げられ直接撮影を実施する事業場が多くなりました。今年度から豊中市が全職員対

表2 レントゲンの種類と被曝線量

A) 間接撮影				
1. 35mm穴ありフィルム	(レンズ)	5	0	0 mR
2. 35mm穴なし	(レンズ)	4	5	0 mR
3. 60mm	(レンズ)	2	5	0 mR
4. 70mm	(レンズ)	2	1	0 mR
5. 70mm	(ミラー)	1	5	0 mR
6. 100mm	(ミラー)	1	3	0 mR
7. 100mm(希土類)	(ミラー)	3	6	(5)
8. 100mm(グラデーション)	(ミラー)	4	0	(5)
B) 直接撮影	(12KV以上の高圧撮影)	6	~2	0 mR
	(-8KV以下の低圧撮影)		5	5 mR
C) 胃間接撮影	硫酸化物蛍光板	約	8	5 0 0 mR
	希土類	約	3	5 0 0 mR
	1. 1.	約	4	0 0 mR
D) 胃直接撮影		約	4	5 0 mR

一九九一年夏期カンパへのご協力のお願い

各位におかれましては、日夜さまざまな取り組みにご奮闘のことと存じます。日頃より、当関西労働者安全センターに多大なご支援、ご協力をいただきておりますことに対しまして厚くお礼申し上げます。

さて、当センターの総会は本年度で十一年目となり、十年を区切りとすれば、ある意味で新たな時期へとあります。今年度の重点方針としてかかけましたように、まず、昨年六月に発足した全国労働安全衛生センター連絡会議を軸とした各地域センターと連携を深めていかなければならぬと考えています。はじめての共同の取り組みとして七月初旬に『アスベスト・じん肺被害一一〇番』を行い、被災者の掘り起こしとアスベスト禁止を訴えていくことになっています。多くのじん肺・石綿肺患者の存在という厳しい現実に学ぶところから運動を進めようとの趣旨で実施します。労働災害・職業病については、振動病、指曲がり症、過労死問題等いづれも重大な課題が多く、こうした労災補償・職業病対策について、個別闘争を重視しつつ、政策的取り組みの前進を図つていく必要があると考えています。

また、全国センター運動を積極的に担うことはもとより、まず、当センターの運動強化を図ることがなによりも重要との認識で各課題について取り組んでおります。

本年度の新たなこととして、安全衛生の面では、労働者参加型のILLO方式による安全衛生活動を模索しはじめました。また、大阪市内に新たな医療拠点をつくるべく活動をはじめました。組織・未組織を問わず、対行政・対企業に、また近年は外国人労働者問題も加えて課題は山積しておりますが、一同、微力ながら頑張っていく決意です。

しかしながら、当センターの財政基盤は未だ十分とは言えず、皆様の資金援助を仰がねばならないのが実情です。趣旨をご理解いただき、このたびの夏期カンパにご協力くださるようよろしくお願ひ申し上げます。

関西労働者安全センター運営協議会

議長 新井孝和

五月の新聞記事から

五・一

西宮児童相談所職員が頸肩腕障害の公務外認定取消を求めた裁判で最高裁が「公務に起因しない」と上告棄却。

五・三

コンピュータソフト開発会社への中国からの出稼ぎ労働者が「病気で解雇」は許せぬと大阪地裁に地位保全申請。

五・四

働き盛りの死亡の八人に一人が突然死。脳卒中が三分の一。男性が女性の三倍。(厚生省調査)

山梨で軽トラックと新聞配達のバイクが衝突し二名死亡。

関西新空港島の工事用足場から転落、作業員二名死傷。

五・九

大阪市立図書館の交換手の頸肩腕障害について公務災害と認める判決(大阪高裁)

育児休業法成立。

五・一五

過労のため脳出血で倒れてインテリア会社デザイナーが労災認定される。(池袋労基署)

那覇市内の暴力団抗争の発砲事件に巻き込まれて死亡したバイト高校生に労災認定。

五・一六

堺泉北コンビナートの泉州水素で水素充てん中に爆発、トレーラー炎上し作業員重体。

五・一八

派遣法違反の労働者違法あっせんで十億円荒稼ぎしていた加納建設の三名を府警が逮捕。

五・一九

過去の核実験による放射能汚染でガンで二四〇万人死亡と、米の国際調査委員会が予測。九〇年の入管法違反の「不法」就労者は八〇%増の三万人で史上最高(法務省発表)

五・二〇

国際原子力機関が「健康への影響認めず」との欺瞞的なチエルノブライリ報告書を出す。

五・二五

京都市で大型トラックとマイクロバスが衝突しバス横転、十三名が重軽傷。

五・二八

大日本印刷に勤務していた宮崎貞三さんが休日なしの隔日二四時間勤務という過酷な交代制深夜勤につき、高血圧症を悪化、職場の仮眠室で脳内出血死した事件で、遺族が新宿労基署に労災申請したが業務外とされ、裁判に処分取消をもとめていたが、東京高裁(奥村長生裁判長)は、一審判決を破棄し、逆転勝訴を言い渡した。

細管破断の美浜原発二号機の蒸気発生器を全面交換すると関電発表。三年以上使用不能に。

五・二九

長崎屋尼崎店火災で元店長ら二名を書類送検。

五・三〇

動燃東海で作業員二名がプルトニウム汚染。